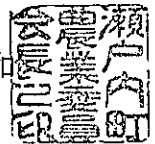


共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第 22 条の 3 の規定により、鹿児島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

農業委員会会長 吉見 洋和



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
瀬戸内町大字 久根津字親田 原 808 番	畑	349	使用貸借権	畑		20 年		鹿児島県 地域振興 公社	

- 2 この公示は、1 の共有者不明農用地等について 2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 3 当該共有者不明農用地等について、1 及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は 3 に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して 2 か月以内に異議を述べなかった場合には、法第 22 条の 4 の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整

備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

- （1）機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものである。
- （2）機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。
- （3）事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- （4）機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。
- （5）機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※ 6 については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 8 条第 3 項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、（2）～（5）については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が 15 年以上である場合にのみ記載すること

（備考）

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。



1 各筆明細(大島郡瀬戸内町)

□ 地域計画			利用権設定をする者（出し手）の 氏名又は名称（甲）			■■		
--------	--	--	------------------------------	--	--	--	--	--

利用権を設定する土地の甲以外の権限者

住所	氏名又は名称	権限の種類	この計画に同意する。	備考
			(同意印)	
			(同意印)	
			(同意印)	

2 賃料を支払う相手方及び支払期日

乙は、甲に対し、1の各筆明細に定める年間賃料を甲が指定する甲名義の口座に下記の通り支払う。

初回:令和 年 月 日 (以降、毎年同月末日)

ただし、例外的な賃料の取扱いとなる場合は、上記に関わらず、各筆明細の賃料の特記事項記載の通り支払うものとする。



1 各筆明細 (大島郡瀬戸内町)

☐ 地域計画			利用権設定を受けるもの (鹿児島県農地中間管理機構 農地バンク)の 氏名又は名称 (甲)			公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長 満園 秀彦						この計画の同意する (同意印)		鹿児島市名山町4番3号		
(1/1)			利用権設定をする者 (受け手) の 氏名又は名称 (乙)			XXXXXXXXXX						この計画の同意する (同意印)		鹿児島県大島郡瀬戸内町大字 XXXXXXXXXX		
利 用 権 を 設 定 す る 土 地					設 定 す る 利 用 権											
所 在			現況 地目	面積㎡ (登記面積)	土地 付属 物等	利用権 の種類	利用目的	開 始	終期	存続 期間	年 間 賃料 (円)	賃料の 支払方法				
大 字	字	地 番														
久根津	親田原	808	普通畑	349 ()	使用貸借	普通畑	R8-05-01	R28-04-30	20年	0	請求なし					
				()												
				()												
				()												
				()												
				()												
				()												
合 計				349 ()												

2 賃料の支払い及び支払期限

(1) 賃料の支払い

ア 乙は甲に対し、1の各筆明細に定める年間賃料に農地中間管理事業に係る経費を加えた額を右記支払期日までに支払うものとする。ただし、当面は農地中間管理事業に係る経費は徴収しない。

イ 支払方法は、口座振替 (口座振替依頼書による手続きを要する) による。

ウ 振込口座を変更する場合は、乙は甲に対し、遅滞なく所定の手続きを行う。

(2) 賃料を支払う相手方及び支払期日

乙は、甲に対し、1の各筆明細に定める年間賃料を甲が指定する甲名義の口座に下記の通り支払う。

初回:令和 年 月 日

(以降、毎年同月末日。金融機関休日の場合は前営業日を支払日とする。)

(3) 例外的な賃料の取扱い

例外的な賃料の取扱いとなる場合は、(1) (2) に関わらず、各筆明細の賃料の特記事項記載のとおり支払うものとする。